

【表紙】

【提出書類】

訂正発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和7年8月28日

【会社名】

パークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】

最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
アウノイ・バナジー
(Aunoy Banerjee)

【本店の所在の場所】

英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 津 江 紘 輝
同 松 本 健
同 隈 大 希
同 工 藤 和 樹
同 中 島 庸 元
同 松 岡 亮太郎
同 新 田 栄 光
同 氏 家 真
同 春 田 晟
同 安 井 優 介

【連絡場所】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の
種類】

社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和7年7月30日
効力発生日	令和7年8月7日
有効期限	令和9年8月6日
発行登録番号	7 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 15,000億円
発行可能額	1,496,032,120,000円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでの間に提出されているため、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】

発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については、以下を参照のこと。）。

【縦覧に供する場所】

該当なし。

注）本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「バークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「日本円」
「米ドル」又は「セント」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨
アメリカ合衆国の法定通貨

【訂正内容】

第一部【証券情報】

（以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に追加・挿入される。）

[パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年9月27日満期 米国株式指数連動満期時ボーナスクーポン条項付 円建て社債（愛称：USスマート・リンク）に関する情報]

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、本社債に関する「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。本書中の未定の事項は2025年9月中旬頃に決定する。

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年9月27日満期 米国株式指数連動満期時ボーナスクーポン条項付 円建て社債（愛称：USスマート・リンク）（以下「本社債」という。） (注1)		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	（未定）円(注2)	売出価額の総額	（未定）円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限（満期日）	2030年9月27日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（修正翌営業日調整（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	額面金額に対して、年利として (1) 固定クーポン 2025年9月29日（その日を含む。）から2029年9月27日（その日を含まない。）まで：年 （未定）%(注2) (2) 固定クーポン + （場合により）ボーナスクーポン 2029年9月27日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）まで： （未定）%又は下記の計算式で算出される数値のいずれか大きい方の数値とする。(注2) （未定）% + 指数の騰落率×連動率(注2) 指数の騰落率は、下記の計算式に従って算出される。 最終判定日における参照指数値 当初参照指数値 -100% 連動率は、10%とする。 なお、指数の騰落率によっては、ボーナスクーポンは支払われない。 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	ぐんぎん証券株式会社 群馬県前橋市本町二丁目2番11号 七十七証券株式会社 宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号 （以下「売出人」と総称する。）		

摘要	(1) 利払日 利息は（本社債が下記「２ 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2025年9月29日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2026年9月27日を初回として、満期日（その日を含む。）までの期間、毎年9月27日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息期間」という。）について、1年分を日本円で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、本社債権者（以下に定義される。）に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、ムーディーズ及びS&Pは、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.spglobal.co.jp/ratings）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.spglobal.co.jp/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。 (3) その他 その他の本社債の条件については、下記「２ 売出しの条件」を参照のこと。
-----------	---

（注1）本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2022年6月17日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティ・プログラム及び下記（注3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2025年9月26日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注2）本社債に関する未定の発行条件は、本社債の需要状況を勘案した上で、2025年9月中旬頃に決定される予定である。

（注3）本社債は、発行会社、計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）、CMUロジック・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて以下「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）、CMU名義書換代理人及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて以下「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に以下「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オ

ブ・ニューヨーク・メロン・エスエーノエヌバイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セ
キュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・エス・エー、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリ
バ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B（publ）、フィンラン
ドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B（publ）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンス
キルダ・バンケン A B（publ）、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B（publ）、CREST代理
人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービス・ピーエルシー並びにCMUロジック・支払代理人兼CMU登録機関兼
CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（香港支店）の間において2025年4月10日付で締結されたマ
スター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又
は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」
といい、この用語は、（ ）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該
本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、（ ）包括社債券との交換（又は
一部交換）により発行される確定社債券、及び（ ）包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利
札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てに
ついて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債
の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2025年4月10日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までに
なされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面100万円につき 100万円 (注1)	申込期間	2025年9月19日から 2025年9月26日まで
申込単位	額面100万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び各支店 (注2)	受渡期日	2025年9月29日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

（注1）本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

（注2）本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人
は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。
売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注3）本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録さ
れる予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合
衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売
を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を
有する。

（注4）本社債は、英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではな
く、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)2018年EU離
脱法（その後の改正を含み、以下「EU離脱法」という。）に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 2017/565第2条(8)に
定義されたリテール顧客、(ii)2000年金融サービス市場法（その後の改正を含み、以下「金融サービス市場法」という。）及び指
令（EU）2016/97を実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客（但し、EU離脱
法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格
を有しない者をいう。）又は(iii)EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）2017/1129（その後の改正を含
む。）の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、英国のリテ
ール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にEU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成
する規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含み、以下「英国PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されて
おらず、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、英国PRIIPs
規制違反となる可能性がある。

本社債は、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図さ
れたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家と
は、(i)指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)指令
（EU）2016/97（その後の改正を含む。）の定義に該当する顧客（但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧
客としての資格を有しない者をいう。）又は(iii)規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）で定義された適格投資家に当た
らない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対して本社債を募

集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含み、以下「EU PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイスのリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、2018年6月15日スイス連邦金融サービス法（その後の改正を含み、以下「FinSA」という。）第4条第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項及び第2項に定義されたプロフェッショナル顧客及び法人顧客でない者をいう。このため、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にFinSA上要求される重要情報書類は作成されておらず、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、FinSA違反となる可能性がある。

本社債は、FinSA適用除外証券（FinSAにいう目論見書に基づき発行されることが要求される範囲に含まれない有価証券を意味する。）である。

本書、募集説明書（Offering Circular）、条件決定補足書及び本社債の募集又は販売に係るその他の資料はいずれも、FinSAに基づく目論見書を構成するものではなく、これらの資料は、頒布に関するFinSAの要件を遵守しない限り、スイス国内において頒布又はその他の方法により一般に入手可能とされてはならない。

本社債は、FinSAに定義されたりテール顧客（以下「リテール顧客」という。）に対し、スイス国内において直接的又は間接的に募集、売出し又は宣伝されるものではない。本書、条件決定補足書及び本社債の募集に係る資料はいずれも、スイス国内において又はスイスから、リテール顧客に対して入手可能にされてはならない。スイスにおける本社債の直接的又は間接的な募集は、(a) FinSAに定義されたプロフェッショナル顧客若しくは法人顧客に分類される投資家、(b)500名未満のリテール顧客、及び／又は(c) 額面100,000スイス・フラン以上の本社債を取得する投資家に対する私募によってのみ行われる。

スイス連邦集団投資スキーム法：本社債は、スイス連邦集団投資スキーム法に定義された集団投資スキームを構成するものではない。したがって、本社債の所持人は、CISAに基づく保護又はスイス連邦金融市場監督機構（FINMA）による監督の恩恵を受けることはできない。

（注5）一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日、発行日及び満期日のいずれか又は全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

社債の要項の概要

1．利息

- (1) 本社債には、2025年9月29日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（下記に規定されるとおり）期限前に償還されない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2026年9月27日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年9月27日（ロンドン時間）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間について後払いされる。
- 利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、本社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。
- (2) あらゆる期間（利息期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。）における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、下記の算式により計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

360

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式の呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は下記に従って決定される。

各利息期間につき、

- (1) 2025年9月29日（その日を含む。）から2029年9月27日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年（未定）%とし、最初の利息期間について支払われる額面金額当たりの利息額は（未定）円とし、その後の利息期間について支払われる額面金額当たりの利息額は（未定）円とする。

- (2) 2029年9月27日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、下記のとおり計算される。

（未定）％又は下記の計算式で算出される数値のいずれか大きい方の数値とする。

（未定）％＋指数の騰落率×連動率

指数の騰落率は、下記の計算式に従って算出される。

最終判定日における参照指数値

-100%

当初参照指数値

連動率は、10％とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、額面金額で償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害、参照指数調整事由及びパークレイズ指数障害事由の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び／又は異常な市場障害（以下に定義される。）及び／又は参照指数調整事由（以下に定義される。）及び／又はパークレイズ指数障害事由（以下に定義される。）（それぞれを以下「追加障害事由」という。但し、参照指数調整事由については、計算代理人が下記「パークレイズ指数の概要及び調整事由等、(3) 参照指数調整事由」に従い当該指数の計算が不可能又は継続することができないと判断した場合に限る。）が発生した場合には、下記の規定に従う。

（ ）発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる本社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本社債を保有することによる本社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

（ ）発行会社は、発行日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間中においていつでも、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（以下に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

上記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。上記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は()発行会社若しくはその関連する関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈（制裁規程等（以下に定義される。）を含むが、これに限定されない。）を誠実に遵守した結果として、(a)本社債に基づく発行会社の義務の全部若しくは一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、(b)発行会社及び／若しくはその関連会社による、本社債に関連するヘッジ・ポジション（以下に定義される。）（全部若しくは一部）、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、

デリバティブ若しくは外国為替に関する契約若しくはその他の資産若しくはポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、且つ/又は(c)発行会社の関連する関連会社が本社債の発行会社であったか若しくは本社債に係るヘッジ・ポジションの当事者であったならば当該関連会社に(a)若しくは(b)が適用されたと判断した場合には、発行会社はその裁量により、本社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、本社債権者に通知される方法で行われる。

パークレイズ指数の概要及び調整事由等

(1) 免責

パークレイズが算出する指数に連動する商品

パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその関連会社（以下「パークレイズ」という。）は、本書で参照される指数に関する知的財産権及び使用許諾権を有しており、指数の使用許諾者である。全ての権利はパークレイズに留保されている。

パークレイズ又はスポンサーは、本社債権者又はその他のいかなる者に対しても、一般的に取引若しくはその他の金融商品若しくは関連するデリバティブに投資すること又は特に本社債に投資することの推奨度について、又は、パークレイズの指数（パークレイズ・米国株式指数RC12.5%を含むが、これに限られない。以下「承認された指数」という。）が市場、原資産又はその他の資産若しくはデータのパフォーマンスに追従する能力について、明示又は黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではない。

パークレイズ又はスポンサーは、承認された指数の決定、構成又は計算に関して、本社債権者のニーズを考慮する義務を負わない。

潜在的な利益相反：スポンサーの活動並びにパークレイズ・グループ及び/又はその関係会社内の他の部署、チーム及び/又はエンティティの運営を行う通常の過程で、パークレイズ・グループ内で潜在的な利益相反が生じる可能性がある。

パークレイズの指数は、スポンサーにより管理される。パークレイズ・インデックス・アドミニストレーション（以下「BINDA」という。）は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおける管理業務の日々のガバナンスについて責任を負い、また、アドミニストレーターとして責任を負うパークレイズ・バンク・ピーエルシー内の独立した部署である。BINDAは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのセールス、トレーディング、ストラクチャリング部門及び投資マネージャーから独立して運営している。上記にかかわらず、下記の場合、潜在的な利益相反が生じる可能性がある：（１）パークレイズが特定のパークレイズの指数に関して複数の立場で行為（指数のスポンサー、アドミニストレーター、使用許諾代理人及び/又は公表者としての役割を含むが、これらに限られない。）する場合、（２）パークレイズの投資銀行のセールス、トレーディング又はストラクチャリング・デスクが、パークレイズの指数のパフォーマンスに連動する商品（通常パークレイズのトレーディング・デスクによりヘッジがなされる。）を立ち上げる場合（指数をヘッジする場合、トレーディング・デスクは当該指数の構成要素の売買をすることがある。これらの売買は、指数の構成要素の価格に影響を与え、当該指数の水準に影響を与える可能性がある。）、及び（３）パークレイズが、パークレイズの指数のための価格決定の情報源として、パークレイズの投資銀行のトレーディング・デスクから提供された価格を使用する場合。パークレイズは、これらの利益相反を回避又はその他適切に管理し、BINDAの独立性及びパークレイズの指数の完全性を確保するための方針及びガバナンス手続（レポートング・ラインの分離を含む。）を有している。許可される場合及び適切な制限に服して、BINDAの職員は定期的にパークレイズの投資銀行のトレーディング及びストラクチャリング・デスクの職員と現在の市況及び市場価格についてやりとりをしているが、BINDAの決定は独立しており、トレーディング及びストラクチャリング・デスクの職員により影響を受けていない。パークレイズの指数に関する追加の情報については、Barclays IOSCO Compliance Statement, Transparency of Methodology and Benchmark Statementsの写しとともに、下記のリンク先より閲覧可能である。

<https://indices.barclays>（又はその承継リンク）

スポンサーは、パークレイズの指数又はパークレイズの指数の水準の公表及び配布を継続する義務を負わない。スポンサーは現在、パークレイズの指数についての特定の計算方法（及び、当該計算方法の適用は最終かつ拘束力を有するものとする。）を採用しているが、当該計算方法の調整、修正又は変更を必要とするとスポンサーが考えるような、市場、規制、司法、経済、会計又はその他の状況（パークレイズの指数における構成要素に対する変更、その停止若しくは廃止、又はそれに影響を及ぼすその他の事項を含むが、これらに限られない。）が生じない保証はない。一定の場合、スポンサーはパークレイズの指数の停止又は廃止をすることがある。スポンサーは、関連するパークレイズの指数の計算及び維持のために第三者の指数計算代理人を選任している。スポンサーはパークレイズの指数の運営について責任を負うが、一定の事項については指数計算代理人に委託されている。

パークレイズ及びスポンサーは、パークレイズの指数若しくはそれに含まれるいかなるデータの質、正確性及び／若しくは完全性について、又は、パークレイズの指数の伝達における障害について、本社債権者又は第三者に対して保証するものではなく、何らの責任も負わない。パークレイズ及びスポンサーは、パークレイズの指数（承認された指数又はそれに含まれるあらゆるデータを含むが、これに限られない。）又はそれに含まれるいかなるデータに関しても、明示又は黙示の保証を行わず、かつ、全ての商品性の保証又は特定の目的若しくは使用に適していることの保証を明示的に放棄する。上記を制限することなく、パークレイズ又はスポンサーは、特別損害、懲罰的損害、間接損害又は結果的損害（逸失利益を含む。）について、仮に当該損害の可能性について知っていた場合であっても、当該責任免除が法令に反しない範囲において、責任を負わないものとする。

MerQube, Inc. はパークレイズにより所有及び管理されている参照指数の正式な指数計算及び維持代理人である。MerQube, Inc. は、参照指数の計算又は参照指数に関するいかなるデータ若しくは情報の適時性、正確性及び完全性について保証しない。MerQube, Inc. は、参照指数、参照指数に関するいかなるデータ若しくは価値又はそれらより得られる結果に関して、明示又は黙示を問わず、何ら保証せず、それらに関する商品性及び特定の目的に適していることの全ての保証を明示的に否認する。法により最大限許容される限り、MerQube, Inc.、その関連会社並びにそれらの全てのパートナー、従業員、再委託先、代理人、サプライヤー及び供給業者は、参照指数の計算又はそれらに含まれるいかなるデータ若しくは価値に関して、又は、それらに伴うことに関して生じたいかなる被害又は損害に関して、偶発的であるかを問わず、また、被保護当事者又はその他の過失により生じたか否かを問わず、何らの責任を負わないものとし、いかなる逸失利益、損失又は懲罰的、偶発的若しくは結果的損害について責任を負わないものとする。

(2) 参照指数の概要

(i) 参照指数の概要

参照指数であるパークレイズ・米国株式指数RC12.5%は、スポンサーであるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが開発した指数定義に基づき、指数計算代理人であるMerQube, Inc.により算出される。指数計算代理人は事後的にスポンサーにより変更される可能性がある。

参照指数は、米国株式を構成資産とし、機動的な配分ルールに基づく投資を実施した場合の投資成果を表示するものである。

参照指数は、その変動率を年率換算12.5%に維持することを目標としており、構成資産の実現変動率を、原則として毎指数営業日において、1日7回計測する。計測された構成資産の実現変動率と目標変動率との比率に応じて、構成資産への配分比率を増減させる。なお、構成資産への配分比率は、0%を下限、210%を上限とする。

構成資産の配分比率の見直しは指数定義に基づいて実施されるものであり、指数定義に定められた例外的な状況において行使されるものを除いては、スポンサーは裁量権を有しておらず、一切の受託者責任を負うものではない。参照指数は日本円建てで表示される。構成資産は、指数定義の定める方法により為替レートの変動を反映して日本円建てに換算される。なお、構成資産は株価指数先物であることから、為替レートの変動からの影響は差金決済額及び損益評価額に限定され、元本相当額には及ばない。

(ii) 参照指数値の算出過程で控除される費用

参照指数値の算出に際しては、構成資産に対して実際の投資を行なったものと仮定した場合に投資家が負担することになる取引費用に相当する額が控除される。控除される費用相当額は、計算対象となる資産について予め定められた料率に基づいて計算されることから、計算対象となる資産に実際の投資を行なった場合の費用よりも高くなる場合も低くなる場合もありえる。したがって、投資家にとって、構成資産に対して実際の投資を行なうよりも不利益となることがある。

・資産管理費用：構成資産の保有を継続するために要する費用を反映する。資産管理費用は、参照指数値の計算において日次で控除される。

・資産売買費用：指数定義に基づく配分比率の見直しに伴い、構成資産を売買する際に要する費用を反映する。参照指数値の計算において、関連する見直しが行われた日に控除される。

スポンサーは、一定の条件に従い、構成資産に関連する取引費用が増減したと判断する場合には、当該費用率を変更する権利を有する。

参照指数の主な変動要因

参照指数の主な変動要因であり、下記に限定されるものではない。

構成資産の変動リスク

参照指数の値動きは、米国株式の変動から影響を受ける。市場の資産価格の値動きが参照指数の期待と異なるものとなった場合、指数値の下落要因となる。

ポジションの切り替え、並びに構成比の調整に関するリスク

参照指数は、指数定義に基づき、直近の価格動向に基づいた構成資産の配分比率の変更を実施する。この変更は過去データに基づくものであり、構成資産の値動きが参照指数の期待と異なるものになった場合には、該当する変更を行なわなかった場合に比べて不利益となることがある。

目標変動率の維持を目的とする配分比率の調整、レバレッジに関するリスク

参照指数は、その変動率を年率換算12.5%に維持することを目標として配分比率を調整することから、同比率は210%を上限として、100%を上回ることも、下回ることもある。これらの変更は過去データに基づくものであり、構成資産の値動きが参照指数の期待と異なるものになった場合には、該当する変更を行なわなかった場合に比べて不利益となることがある。また、実際のリスクは参照指数の目標値である年率換算12.5%を上回ることも、下回ることもある。

先物市場に関するリスク

参照指数は指数先物・先渡取引価格を算出根拠に含むことから、その原資産となっている指数の値動きや先物市場の需給及び金利の動き等の影響を受ける。また、先物市場等の流動性が著しく低下した場合には、現物市場の値動きとの乖離が拡大する可能性がある。

カントリーリスク

参照指数が算出対象とする構成資産の市場所在国・地域における政治、経済及び社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、参照指数の期待する投資成果の実現が困難になるおそれがある。

その他のリスク

予期せぬ取引所の閉鎖や長期にわたる売買停止等が発生した場合等には、参照指数の算出の継続が困難になるおそれがある。

(iii) 参照指数の過去の推移

下記のグラフは、2020年8月1日から2025年8月15日までの参照指数の終値の推移を示したものである。これは、様々な経済状況の下で参照指数がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この参照指数の過去のデータは参照指数の将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において参照指数が下記のように変動したことによって、参照指数及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。



2025年8月15日現在、参照指数の終値は、6,493.359ポイントであった。

(3) 参照指数調整事由

参照指数に関して、

- (a) 本社債に関して参照指数の水準が計算されることとなっている日（判定日を含むがこれに限らない。）（以下「決定日」という。）以前に、関連するスポンサーが、かかる参照指数の計算式若しくは計算方法の重大変更を行うことを公表し、若しくは別の方法で参照指数の重大変更を行う場合（構成資産及び株式資本の変化並びに他の日常的な事由についてかかる参照指数を調整するために当該計算式若しくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「参照指数の修正」という。）、若しくはかかる参照指数の算定を永久的に中止し、参照指数の代替指数が存在しない場合（以下「参照指数の算定中止」という。）、又は
- (b) 本社債に関する決定日においてスポンサーが、参照指数の計算及び公表を怠った場合（以下「参照指数の中断」といい、参照指数の修正及び参照指数の算定中止と併せて、以下「参照指数調整事由」という。）、計算代理人は、各関連決定日に、当該参照指数調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかどうか判断し、及ぼす場合には、かかる公表された参照指数の代わりに、当該参照指数調整事由が発生する直前に有効であった参照指数の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の参照指数の水準を用いて（但

し、当該参照指数調整事由直前の当該参照指数を構成していた資産（当該参照指数調整事由発生以降、関連する取引所に上場されなくなった資産を除く。）のみを用いる。）、関連決定日に関する当該参照指数の水準を計算する。また、かかる目的のため、証券の価値の決定は、計算代理人が、誠実かつ商業的に合理的な方法で行動し、適切と判断する情報源を参照して行われる。

計算代理人は、参照指数の計算が不可能又は継続することができないと判断した場合には、本要項第2項(2)を準用し、本要項第2項(2)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行うことを選択することができる。

(4) スポンサー承継人又は参照指数と実質的に同一の計算式への置替え

参照指数に関して、参照指数が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、又は(ii) 計算代理人の決定により、かかる参照指数の計算に使用されるのと同じ若しくは実質的に同一の計算式及び計算方法を使用したもの（以下、本項において「承継参照指数」という。）に置き替えられた場合、(1) スポンサー承継人により計算され公表された指数、又は(2) 承継参照指数が参照指数とみなされる。この場合、計算代理人は、誠実に、かつ商業的に合理的な方法で、当該承継人を考慮するために適切と判断する本社債の要項を調整することができる。

(5) 参照指数の訂正

参照指数に関して、決定日に公表され、計算代理人が当該参照指数の決定に用いた又は用いる参照指数の水準が、その後修正され、その修正が、参照指数の水準を参照する又は参照指数の水準から算出される支払が次に発行会社によって行われるべき日の2取引所営業日前までにスポンサー又はスポンサー承継人により公表された場合には、計算代理人は、当該参照指数の修正後の水準を用いて、償還金額又はその他の関連金額（適宜）を再計算し、かかる修正を考慮するために必要な範囲で本社債の関連する条項を調整する。(i) かかる修正、(ii) 同修正により支払われるべき又は交付されるべき金額（もしあれば）及び(iii) 行われた調整について、計算代理人は発行会社に、発行・支払代理人は本社債権者に、それぞれ通知する。

(6) 参照指数の計算の明白な誤り

本書における別段の記載にかかわらず、特定の決定日において、スポンサーによる参照指数の計算（スポンサーにより公表された参照指数の水準に示される。）に明白な誤りがあると計算代理人が合理的に判断した場合には、計算代理人は、スポンサーが公表した当該日にかかる水準を使用するかわりに、当該日の参照指数の水準を計算することができる。かかる計算は、明白な誤りが発生する直前に有効であった、スポンサーが使用していた参照指数の計算方法及び計算式に従って行われる。計算代理人が本「(6) 参照指数の計算の明白な誤り」に従って参照指数の水準を計算した場合、計算代理人は、当該決定日から10営業日以内にそのように計算された参照指数の水準を書面で本社債権者に通知する。

スポンサーが3予定取引所営業日を超えて明白な誤りがある状態で参照指数の計算を続けた場合には、計算代理人は、本社債の条件に対して、調整（参照指数の代わりに使用する代替の指数を選択すること、並びに／又は参照指数の構成銘柄のレプリケーションを行うこと、並びに／又は明白な誤りが発生する直前に有効であった、スポンサーが使用していた参照指数の計算方法及び計算式に従い参照指数の計算を継続すること、並びに／又は参照指数の構成銘柄及び組入率を調整することを含むがこれらに限らない。）を行うことができる。計算代理人が本「(6) 参照指数の計算の明白な誤り」に従って調整を行った場合、計算代理人はかかる調整を行った後、合理的な範囲で可及的速やかに、かかる調整について書面で本社債権者に通知する。

疑義を避けるために付言すれば、計算代理人が本「(6) 参照指数の計算の明白な誤り」に従って参照指数の水準を計算した後に、上記「(5) 参照指数の訂正」に記載のとおりスポンサーにより参照指数の水準に対する修正が公表された場合には、計算代理人は、かかる計算にかかわらず、参照指数の修正後の水準を用いて、関連する償還金額又はその他の関連金額（適宜）を再計算することができる。計算代理人は、参照指数の水準に対する修正がスポンサーにより公表されてから10営業日以内に、かかる再計算につき書面で本社債権者に通知する。

かかる修正が、計算代理人が本「(6) 参照指数の計算の明白な誤り」に従って本社債の条件を調整した後に公表された場合には、上記「(5) 参照指数の訂正」は適用されず、本「(6) 参照指数の計算の明白な誤り」に従った調整の条件が優先される。

(7) 障害日の帰結

計算代理人の意見において、判定日が障害日である場合には、判定日は、その直後の障害日でない共通指数営業日とする。但し、計算代理人が判定日の直後の5共通指数営業日のいずれかの日が障害日でないと判断した場合に限る。計算代理人が当該直後の5共通指数営業日の全ての日が障害日であると判断した場合、() 当該共通指数営業日の5日目は、かかる日が障害日であることにかかわらず判定日とみなされ、また、() 計算代理人は、参照指数に含まれる構成資産の当該共通指数営業日の5日目の判定時刻時点の該当する取引価格又は市場相場価格を用いて、最初の障害日が発生する直前に有効であった参照指数の計算式及び計算方法に従い、当該共通指数営業日の5日目の判定時刻時点の参照指数の水準を決定する（障害日を発生させた事由が、当該共通指数営業日の5日目において、関連する構成資産につき発生した場合には、当該共通指数営業日の5日目の判定時刻時点の関連する構成資産の該当する取引所の取引価格又は市場相場価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。

(8) 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行われ得るか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行う義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行わないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、参照指数又はスポンサーに影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行われる際に、参照指数に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行われない場合、当該調整を行わない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにする。

(9) 調整の通知

計算代理人による本要項に基づく全ての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにしなければならない。但し、係る通知の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくはは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、本社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に關しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額又は受領可能資産が支払われるべき若しくは交付されるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべき若しくは交付されるべきものと決定されているその日が、(i)営業日且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払又は交付は(i)営業日且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、本社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われ

るべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、本社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを以下「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で本社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる本社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。上記にかかわらず、下記のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 本社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる本社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 本社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる本社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) FATCA又は1986年米国内国歳入法の規定（その後の改正を含み、配当、配当相当支払金（同法第871条(m)）に基づくものを含むが、これに限定されない。）又は米国不動産に対する一定の直接・間接の利息の譲渡により認識される金額に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。本項において、FATCAとは、米国内国歳入法第1471条乃至第1474条、これらの条項に関する最終の現在若しくは将来の規制若しくはその公的解釈、米国内国歳入法第1471条(b)に基づき締結された契約、又は米国内国歳入法のこれらの条項の施行に関連して締結された政府間協定に基づき採択された米国若しくは非米国の財政若しくは規制法令、規則若しくは実務をいう。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額にかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、本社債権者が当該社債券にかかる30日間の最終営業日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた本社債権者により、或いはかかる本社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (f) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる本社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

本要項において（ ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（ ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（ ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社にとえられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。

- (c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき本社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、本社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 本社債権者に対する通知

本社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、本社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、上記(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。
- 上記(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。利札所持人は、あらゆる目的上、本項に従って本社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って本社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び本社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないとは判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないとは判断された場合には、当該通知を提出した本社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の本社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

(4) 発行会社又は計算代理人の行為の有効性が適式な通知の有無に影響されないこと

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において本社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は本社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに本社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。本社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至()の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、()本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、()本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、()条件決定補足書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、()決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）()本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は()社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成すること、同じ形式の複数の文書として作成することでもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての本社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、本社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また本社債権者（又は所持人）のために或いは本社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、本社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるそ

他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に關する通知は本社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが本社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、輕微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は本社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は本社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに關する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本「(4) 計算代理人による決定」が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び本社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び本社債権者に対して法的拘束力を有する。

(6) 計算代理人及び発行会社によるベンチマーク規制に違反した決定又はその他の行為の履行の宥恕

本要項の他の規定にかかわらず、本社債について、(i)あらゆる時点において、ベンチマーク規制(以下に定義する。)に違反し、若しくは違反することになるか、又は(ii)計算代理人及び発行会社(適用ある場合)が、本要項に基づき義務付けられた決定又はその他の行為を履行することにより、いずれの場合においても、適用のあるライセンス要件に違反することになる場合、計算代理人及び発行会社(適用ある場合)は、かかる決定又は行為を履行する義務を負わず、本社債権者に対して何らの責任も負うことなく、それらの履行を免除される。

13. 1999年(第三者の権利に關する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に關する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は關連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及び/又はマスター代理人契約に起因又は關連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は關連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に本社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び關連する諸代理人は、(法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き)あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人(以下に定義される。)を、あらゆる目的上(かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に關する通

知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

上記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. アドミニストレーター・ベンチマーク事由

本社債について、アドミニストレーター・ベンチマーク事由（以下に定義される。）が発生した場合、追加障害事由が発生したものとみなされ、計算代理人は、本要項第2項に従い、本社債について、調整（但し、後段の定めに従うことを条件とする。）、償還、消却及び／又はその他必要な措置を講じるものとする。調整に関して、計算代理人は、本要項又は本社債に関連するその他の条件の一つ又は複数について、計算代理人が適切と判断する調整（もしあれば）を行うことができ、これは、後継関連ベンチマーク（以下に定義される。）を選定すること、及び、本社債の経済性を維持するために、又はその他当該代替を考慮して、本社債に基づく決済又は支払に関する本要項の条項又は条件について、計算代理人が適切と判断する調整を行うこと（（i）当該代替により生じる発行会社から本社債権者への、又は本社債権者から発行会社への経済価値の移転を合理的に可能な範囲で減少させ又は除外するために決定代理人が適切と判断する調整、及び（ii）代替関連ベンチマークに関する異なる期間構造又は計算方法を反映するためのその他の調整（該当する場合）を含むが、これらに限らない。）を含むが、これらに限らない。アドミニストレーター・ベンチマーク事由の発生後に当該措置が講じられた場合、発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、本社債権者に通知するものとする。本項の他の規定にかかわらず、アドミニストレーター・ベンチマーク事由が修正事由（以下に定義される。）により構成される場合には、計算代理人は、本項に記載する措置のいずれか又は全てを行わない旨の決定をすることができるものとする。

17. 定義

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、

本社債及び関連ベンチマークに関して、計算代理人の決定により、当該関連ベンチマークに関して下記の事由のうちいずれかが発生又は存在していることをいう。

(a) 関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークのアドミニスト

レーター若しくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定若しくは承認、若しくは公的登録への組入れが、得られていない若しくは得られないこと、若しくは管轄当局若しくはその他の関連する公的機関によって棄却、拒絶、停止若しくは撤回された若しくは棄却、拒絶、停止若しくは撤回されることの結果として、又は管轄当局若しくはその他の関連する公的機関の定める何らかの禁止事項の結果として、発行会社及び／若しくは計算代理人（該当する場合）並びに／又はその他の該当する事業体（計算代理人により決定される。）が、本社債に係る自己の義務を履行するために関連ベンチマークを使用することを、適用される法律若しくは規則により許可されていない又は許可されないこと。

(b) 関連ベンチマークの計算方法その他の条件の重大な変更が発生している又は発生する可能性が高いこと（以下「修正事由」という。）。

「異常な市場障害」とは、

本社債の約定日（2025年9月17日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「営業日」とは、

(a) ロンドン、東京及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「株式等」とは、	本社債が関連する株式（上場投資信託の株式又は受益証券を含む。）、受益証券、預託証券、持分又はエクイティ証券をいう。
「関連会社」とは、	ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。
「関連決済システム」とは、	ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。
「関連取引所」とは、	参照資産について、シカゴ・マーカントイル取引所及びニューヨーク証券取引所、若しくはその承継者、又は参照資産に関する先物及びオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所又は相場表示システムにおいて参照資産に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
「関連ベンチマーク」とは、	本社債に関し、利息及び/若しくは元本及び/若しくはその他の本社債に基づき支払われる金額又は交付される資産を決定するために用いられる、1つ若しくは複数の参照資産若しくはその他の指数に関する比率、水準、価格、価値又はその他の数値をいう。
「期限前償還額」とは、	本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、本社債が予定満期日若しくは失効日及び/又は期限前償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、本社債が予定満期日若しくは失効日及び/又は期限前償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われたと思われる、当該時点における最低償還又は消却の価額、内部の価格決定モデル、並びにその他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示し得る価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び/又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、上記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「共通指数営業日」とは、	(a)東京、ニューヨーク及びロンドンにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでおり、かつ(b)シカゴ・マーカントイル取引所及びニューヨーク証券取引所の全てにおいて営業日として予定されている暦日をいう。
「決済システム営業日」とは、	関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。
「決済通貨」とは、	日本円をいう。
「構成資産」とは、	パークレイズ指数について、当該パークレイズ指数を構成する構成資産又は下位構成資産（構成資産がパークレイズ指数である場合）（株式等、参照指数、債券、上場投資信託（ETF）、商品指数及びノ又は現金を含むがこれらに限らない。）をいう。
「最終判定日」とは、	満期日の10共通指数営業日前の日をいう。
「参照資産」又は「パークレイズ指数」とは、	参照指数をいう。
「参照指数」とは、	パークレイズ・米国株式指数RC12.5%をいう。
「参照指数値」とは、	スポンサーによってそのウェブサイト https://indices.barclays 又はスポンサーによって指定されたその他のメディア若しくはウェブサイトにおいて公表された公式の参照指数の水準をいう。
「参照指数営業日」とは、	スポンサーにより参照指数が公表される日をいう。
「市場障害事由」とは、	複数取引所参照指数に関し、構成資産に関して下記の事由が発生又は存在していることをいう。 当該構成資産が主に取引されている取引所における関連する判定時刻に終了する1時間の間に、計算代理人が重大であると決定する当該構成資産に関する取引障害 当該構成資産が主に取引されている取引所における関連する判定時刻に終了する1時間の間に、計算代理人が重大であると決定する当該構成資産に関する取引所障害 当該構成資産に関する早期終了
	全ての場合において、参照指数に関する先物又はオプション契約について、下記の事由が発生又は存在していることをいう。 取引障害 取引所障害（及びのいずれの場合についても、関連取引所における判定時刻に終了する1時間の間に、計算代理人が重大であると決定したもの） かかる先物又はオプション契約に関する早期終了
「指数計算代理人」とは、	MerQube, Inc.又はその承継者をいう。
「修正翌営業日調整」とは、	当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられるが、当該日が臨時休業日に伴い営業日でない日となる場合には、翌営業日が当該日となる。）調整方法をいう。
「障害日」とは、	参照指数に関して、スポンサーが参照指数の水準を公表することができない、関連取引所がその通常取引時間中に取引を開始することができない、又は市場障害事由が生じた予定取引所営業日をいう。
「条件決定日」とは、	2025年9月29日をいう。
「商品指数」とは、	パークレイズ指数について、商品指数である構成資産をいう。
「スポンサー」とは、	パークレイズ・バンク・ピーエルシー又はその承継人をいう。

「制裁規程等」とは、	政府、行政、立法又は司法関係の当局又は権限を有する機関の適用する法律、規程、規則、判決、命令、制裁、指令又は指定であつて、いずれの場合も経済制裁又は金融制裁及び通商禁止措置に関連するものをいい、米国、英国、国際連合若しくは欧州連合（若しくはその加盟国）により（又は、それらの機関若しくはその他の当局により）、随時制定、施行及び／又は執行されるものを含むが、これらに限定されない。当該金融制裁及び通商禁止措置は、指定者又は資格停止者に適用される制限を含むが、これに限定されない。
「早期終了」とは、	複数取引所参照指数に関し、いずれかの構成資産に関する取引所又はいずれかの関連取引所が、取引所営業日に予定終了時前に終了すること（但し、当該取引所若しくは関連取引所（適宜）が、当該取引所営業日における取引所若しくは関連取引所（適宜）の通常取引セッションの終了時刻又は当該取引所営業日の判定時刻における取引実行のために取引所若しくは関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。）をいう。
「通貨障害事由」とは、	任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するものをいい、関連決済システムが発行通貨又は決済通貨の取扱いを中止した場合（又は中止する意向を公表した場合）を含むが、これに限定されない。
「当初参照指数値」とは、	条件決定日時点の参照指数値をいう。
「取引所」とは、	複数取引所参照指数に関し、各構成資産について、構成資産の取引が主に行われている主要な証券取引所をいう。
「取引障害」とは、	複数取引所参照指数に関して、いずれかの構成資産についてその取引所における当該構成資産に関して、又は 関連取引所における参照指数（若しくはその構成資産）に係る先物若しくはオプション契約に関して、取引所又は関連取引所の値幅制限に達する価格変動その他を理由とする取引所又は関連取引所による取引の停止若しくは毀損又は当該取引に課せられた制限をいう。 疑義を避けるために付言すれば、当該取引所の値幅制限を超える株価変動、注文の不均衡、又は 買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。
「取引所営業日」とは、	複数取引所参照指数に関し、スポンサーが参照指数の水準を公表し、かつ 関連取引所において通常取引セッション中に取引が行われる予定取引所営業日をいう（取引所又は関連取引所のいずれかにおける取引が予定終了時前に終了するか否かを問わない。）。
「取引所障害」とは、	複数取引所参照指数に関し、市場参加者が一般に いずれかの構成資産に関する取引所において当該構成資産の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能、又は 関連取引所において参照指数と関連する先物契約若しくはオプション契約の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。

「パークレイズ指数障害事由」とは、

下記のうちいずれかが発生していることをいう。

取引所又は関連取引所が所在する国における銀行業務につい

て、一般的な一時業務停止が発表され、又は課されること

銀行間市場において、営業日に関連レートを手入することが不

可能となること

政府当局による収用、没収、徴用、国有化、又はその他の行為

により、発行会社（又はその関連会社）から、構成資産の通貨の

主たる金融中心地の国におけるその資産の全部又は実質的に全部
が取り上げられること

懲罰的性格を有する税金及び／又は賦課金の賦課が、構成資産

の通貨の主たる金融中心地の国において実施又は発表されること

構成資産の通貨の主たる金融中心地の国における投下資本の本

国送還に関する制限が発表又は実施されること

構成資産の通貨の国におけるサブカस्टディアン及び証券保管

機関を利用したポートフォリオ証券及び現金の維持に関する事由

であって、発行会社（又はその関連会社）から、当該構成資産の

通貨の主たる金融中心地の国におけるその資産の全部又は実質的
に全部を取り上げるものが生じること

「発行会社課税事由」とは、

英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する
当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若し
くは改正、かかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関す
る変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、本
社債の約定日（2025年9月17日）以降に効力が生じるものにより、
発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられる
か、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれるこ
とをいう。

「判定時刻」とは、

複数取引所参照指数に関し、市場障害事由が発生しているか否か
を決定する目的においては、(A)いずれかの構成資産に関して、当
該構成資産の取引所の予定終了時、及び(B)該当する参照指数に係
るオプション契約若しくは先物契約に関して、関連取引所の取引終
了時とすることとし、その他のあらゆる状況においては関連する
スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される
時刻をいう。

「判定日」とは、

当初参照指数値の決定に関しては、条件決定日、最終利息計算
期間における利息額の決定に関しては、最終判定日をいい（以下
「予定判定日」という。）、当該日が参照指数営業日でない場合に
は、その直後の参照指数営業日をいう。予定判定日が障害日である
場合には、判定日は本書の規定に従って延期されたものとみなされ
る。

「複数取引所参照指数」とは、

パークレイズ・米国株式指数RC12.5%をいう。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な
努力を尽くした上で、(A)関連するシリーズに関する発行及び自身
の債務の履行に係る価格リスク、流動性リスク又はその他の経済的
リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは
資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行う
ことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益
を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない
事態をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで
本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加
入又は継続する一つ又はそれ以上の 証券、オプション、先物、デ
リバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、
株式貸借契約、又は その他の商品若しくは合意をいう。

「ベンチマーク規制」とは、

以下の各規制をいう。

- (a) 金融商品及び金融契約においてベンチマークとして使用さ
れ、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための指数に
関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規制（EU）No
2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規制
（EU）No 596/2014（その後の改正を含む。）（EUにおいて随時
施行される補足立法又は規則及び規制並びに関連するガイダンス
を含む。）（以下「EUベンチマーク規制」という。）。
- (b) EU離脱法（その後の改正を含む。）により国内法の一部を形
成している、金融商品及び金融契約においてベンチマークとして
使用され、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための
指数に関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規則（EU）No
2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規則
（EU）596/2014（英国で随時施行される補足立法又は規則及び規
制並びに関連するガイダンスを含む。）（以下「英国ベンチマ
ーク規制」という。）

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2025年9月17日）以降、適用される法律、規
則、規程、命令、判決、指令、指定若しくは手続（税法、並びに適
用ある規制当局、税務当局及び／若しくは取引所の規則、規程、命
令、判決若しくは手続並びに（発行会社及びその各関連会社に適用
される場合）制裁規程等を含むがこれらに限らない。）の採択若し
くは公布若しくは変更、又は 正当な管轄権を有する裁判所、法廷
若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若
しくは取引施設、税務当局若しくは関連決済システムを含むがこれ
らに限らない。）により適用される法律若しくは規則の公式又は非
公式の解釈の公表、変更若しくは公示又はその他の関連措置によ
り、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定
していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社
債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オ
プション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保
有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法と
なることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか又は
(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく
自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の
減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合
を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連する
ヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先
物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再
設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著
しく増加することになると判断した場合をいう。

「予定終了時」とは、

取引所又は関連取引所及び予定取引所営業日に関し、当該予定取引
所営業日における当該取引所又は関連取引所の週日の予定された終
了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮
しない。

「予定取引所営業日」とは、

複数取引所参照指数に関し、 スポンサーが当該複数取引所参照指
数の水準を公表する予定の日であって、かつ 関連取引所それぞれ
がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

「利息期間終了日」とは、

営業日調整に関する調整を受けない、予定された各利払日をいう。

「利息計算期間」とは、

利息開始日に開始し（同日を含む。）その直後の利息期間終了日に終了する（同日を含まない。）期間、及びその後の利息期間終了日に開始し（同日を含む。）その直後の利息期間終了日に終了する（同日を含まない。）各期間をいう。但し、本社債が予定された満期日より前で、かつ利息期間終了日より前の日に償還される場合、最終の利息計算期間は、期限前償還日に終了する（同日を含まない。）。

「臨時休業日」とは、

関連する日に関して、当該日が営業日でなく、かつ、その事実が、(a)東京、又は(b)本社債に基づき当該日に数量が決定され若しくは交付されるべき関連参照資産若しくは代替資産の取引所の所在地において、当該日の2営業日（当該公示がなければ営業日であったはずの日を含まない。）前の日の午前9時までの公示により、市場において認識されていなかった場合をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

下記に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む。）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なり得る。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

下記に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

以下の段落では、本社債に基づく利息の支払が英国の課税上の支払に該当するか否かを検討している。本社債に係る支払又は支払の一部が「利息」を構成するか否かは、とりわけ本社債の要項及び本社債に係る支払金額の算出基準によって異なるが、英国の源泉徴収税が、多数の異なる種類の支払に適用される可能性がある。本社債のような有価証券に関連する可能性のあるものには、利息、年次の支払及び「マニュファクチャード・ペイメント」がある。年次の支払及び「マニュファクチャード・ペイメント」に関しては、下記「(d) その他の源泉徴収」に記載されている。

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社及びその支払を仲介するその他の者が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

() 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

() 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

本社債の発行、譲渡、権利執行、決済及び／又は償還につき、特定の場合、印紙税又は印紙税保留税が課される場合があり、本社債の譲渡契約に関連して印紙税保留税が課される場合もある。これは該当する本社債の要項によって異なる。この点に関して、本社債権者は各自で適切な資格を有する専門家の助言を受けるべきである。

2. 日本国の租税

下記は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、下記に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が、支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、或いは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、下記に述べるものと著しく異なる可能性がある。

() 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

() 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

() 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税におけ

る税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

- () 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- () 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

日本円・米ドル間の為替レート

日本円・米ドル間の為替レートの変動は、米ドルによる利息支払額及び元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、利息支払の日又は償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の状態のもとでは、本社債の日本円建ての相当価値は、米ドルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、参照指数の水準、為替市場、米ドル及び円金利市場並びに発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

利率変動リスク

本社債の利率は最終の利払日について不確定であり、参照指数の水準により適用される利率が変動する。

低利率付社債を保有することとなるリスク

本社債は、期限前償還される場合を除き、2030年9月27日に償還される。本社債が期限前償還されない場合、投資家は、市場金利を著しく下回る利率による利息を受け取ることとなる可能性及び満期日までかかる本社債を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間の普通社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがある。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行会社の経営・財務状況の変化及び信用格付けの変動が本社債の価値及び投資家が償還時に受取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、並びに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、及びS&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・レーティングス、及びフィッチ・レーティングスなどの統計的格付機関による発行会社発行の債券に対する信用格付けの実際の又は予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況及び発行会社発行の債券に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上或いは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で参照指数の構成資産の売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時、判定日における参照指数に影響し、結果的に本社債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還額は本書記載の条件により決定されるが、満期日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、或いは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。下記に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

参照指数

本社債の利率は参照指数に連動する。一般的に、参照指数が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、参照指数が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

満期までの残存期間

一般的に、満期までの残存期間が長いほど米ドル金利水準や発行会社の格付けを要因とする本社債の価格の変動は大きく、残存期間が短くなるほど本社債の価格の変動は小さくなる傾向があると予想される。

金利

米ドル金利が下落すると本社債の価格が上昇し、米ドル金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想される。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

参照資産としてのパークレイズ指数に伴うリスク

パークレイズ指数に係る参照指数障害

計算代理人が、パークレイズ指数に関して評価若しくは計算が行われる日が障害日である、市場障害事由、参照指数調整事由若しくは商品市場障害事由（場合による）が発生している、又は関連するスポンサーがパークレイズ指数の水準を公表していない若しくは関連取引所が判定日に営業していないと判断した場合、当該判断は評価の時期に影響を与える可能性があり、その結果、パークレイズ指数の評価、満期償還額及び本社債の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。投資家は、当該条項が本社債にどのように適用されるかを確かめるために、本社債の社債要項を確認するべきである。

本社債の条件によっては、満期償還額が当初の投資額を下回ることにより、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

パークレイズ指数の調整、停止及び廃止

スポンサーは現在、パークレイズ指数についての特定の計算方法（及び、当該計算方法の適用は最終的かつ拘束力を有するものとする。）を採用しているが、当該計算方法の調整、修正又は変更を必要とするとスポンサーが考えるような、市場、規制、司法、経済、会計又はその他の状況（パークレイズ指数における構成要素に対する変更、その停止若しくは廃止、又はそれに影響を及ぼすその他の事項を含むが、これらに限られない。）が生じない保証はない。また、スポンサーは、該当するパークレイズ指数の規則に従って、パークレイズ指数の構成要素若しくは計算方法を調整することができ、また、その単独かつ絶対的な裁量により、通知なしにいつでも、パークレイズ指数を調整、停止又は廃止することができる。なお、パークレイズ指数は、特定の状況において他の指数で代替することができる。これらの行為は、本社債の価値及びパフォーマンス又は本社債のリターンに悪影響を及ぼす場合があり、本社債の期限前償還につながる場合もある。また、スポンサーは、パークレイズ指数の計算を外部の計算代理人に委託する。当該計算代理人がパークレイズ指数の計算を正確且つ適時に行うという保証はない。計算代理人が何らかの理由によりパークレイズ指数の計算を怠った場合、スポンサーは、特定の日にパークレイズ指数を公表及び発表する権限を失う。但し、本社債に係る決定日にスポンサーがパークレイズ指数の水準を発表しない場合、計算代理人は、当該パークレイズ指数の水準を、公表された水準に代えて、最後に有効であった当該パークレイズ指数の計算式及び計算方法に従い、当該パークレイズ指数の特定の構成要素のみを参照して計算することができる。これにより、最終的に決定される当該パークレイズ指数の水準に悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、本社債の価格及びリターンに悪影響が及ぶ可能性がある。

パークレイズ指数に係る追加リスク要因

パークレイズ指数の値（パークレイズ指数の構成要素の価格を含む。）の変動は、本社債の価格に影響する。

本社債のリターンは、約定日のパークレイズ指数の規定水準と比較したパークレイズ指数の水準によって決まる。パークレイズ指数の値の上昇が該当する判定日におけるパークレイズ指数の値に反映されていない場合、投資家はその利益を享受できない。本社債を通じたパークレイズ指数への投資は、料金、費用及び手数料が控除され、パークレイズ指数への投資は構成資産への直接投資とは異なる方法で課税される場合があるため、当該パークレイズ指数を構成する構成資産への直接投資よりもリターンが低くなる可能性がある。

本社債の投資家は、本社債の期間中、過去のパークレイズ指数のパフォーマンスを将来のパークレイズ指数のパフォーマンスを示唆するものと考えべきではない。本社債の期間中におけるパークレイズ指数又はその構成要素の実際のパフォーマンス及び償還時の支払額は、パークレイズ指数又はその構成資産の過去の値にほとんど関係し

ていない可能性があり、大半の場合非常に不安定である。特に、過去のパフォーマンスは、必要に応じて代替の指数構成要素又は指数の計算方法の調整を伴い得る、シミュレーションされた過去のパフォーマンスである場合がある。かかるバックテストは、スポンサーがパークレイズ指数の水準を決定する際に使用しない予測又は仮定に基づく場合がある。

本社債への投資は、パークレイズ指数の値及び／又はパークレイズ指数の構成要素及び計算方法において将来起こり得る変動の方向性、タイミング及び規模を判断した上でのみ行うべきであり、当該投資のリターンは、当該変動に左右される。複数のリスク要因が本社債に関して同時に影響を及ぼし、特定のリスク要因の影響を予測できない場合がある。さらに、複数のリスク要因が複合的な影響を及ぼすことで、その影響が予測できない場合もある。リスク要因の組合せが本社債の価格に与える影響については、保証することができない。本社債の価格及びリターンに悪影響が及んだ場合、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

潜在的な利益相反

全てのパークレイズ指数は、スポンサーによって管理されている。BINDAは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおける管理業務の日々のガバナンスについて責任を負い、また、アドミニストレーターとして責任を負うパークレイズ・バンク・ピーエルシー内の独立した部署である。BINDAは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのセールス、トレーディング、ストラクチャリング部門及び投資マネージャーから独立して運営している。上記にかかわらず、下記の場合、潜在的な利益相反が生じる可能性がある：（１）パークレイズが特定のパークレイズの指数に関して複数の立場で行為（指数のスポンサー、アドミニストレーター、使用許諾代理人及び／又は公表者としての役割を含むが、これらに限られない。）する場合、（２）パークレイズの投資銀行のセールス、トレーディング又はストラクチャリング・デスクが、パークレイズの指数のパフォーマンスに連動する商品（通常パークレイズのトレーディング・デスクによりヘッジがなされる。）を立ち上げる場合（指数をヘッジする場合、トレーディング・デスクは当該指数の構成要素の売買をすることがある。これらの売買は、指数の構成要素の価格に影響を与え、当該指数の水準に影響を与える可能性がある。）、及び（３）パークレイズが、パークレイズの指数のための価格決定の情報源として、パークレイズの投資銀行のトレーディング・デスクから提供された価格を使用する場合。

スポンサー及び／又はその関連会社は、パークレイズ指数に関して第三者と銀行取引又はその他の商業関係を有し、パークレイズ指数又はパークレイズ指数に関するオプション、先物、デリバティブ又はその他の商品（スポンサー及び／又はその関連会社と第三者との間のパークレイズ指数に関連するその他の取引についての市場リスクをヘッジするために、スポンサー及び／又はその関連会社がその単独かつ絶対的な裁量により適切とみなす取引を含む。）の自己勘定取引を行うことができる。当該取引は、当該パークレイズ指数の水準に悪影響を及ぼし、そして本社債のリターン及び価格に影響を及ぼす場合がある。上記裁量権を行使できるスポンサーの役割及び上記の自己勘定取引又はその他の関係は、スポンサーに利益相反を引き起こす場合があり、当該利益相反は、本社債の価格に良くも悪くも影響を与える場合がある。

発行会社、計算代理人及びそれぞれの子会社又は関連会社は、随時、パークレイズ指数の構成要素である資産について、それらの自己勘定並びに／又はそれらの管理する勘定及び／若しくは顧客の勘定で、買い、売り又はその他取引を行うことができる。当該取引は、当該資産の価値ひいては本社債の価格に悪影響を及ぼす場合がある。

さらに、発行会社、計算代理人及びそれぞれの子会社又は関連会社は、パークレイズ指数の構成要素に関して随時他の資格で（例えば、代理人及び／又は計算代理人として）行為し、構成要素に関して他の競合する金融商品が発行することができ、かかる競合する金融商品を導入することで、本社債の価格に影響を受ける場合がある。

また、発行会社、計算代理人及びそれらの子会社又は関連会社は、（i）構成要素であるその他の証券の発行者、それらの各子会社若しくは関連会社の株式若しくはその他の証券の将来の募集に関連して、引受会社若しくは財務顧問を務め、及び／又は（ii）関連するその他の証券について発行者のために商業銀行業務を行うことができる。

発行会社の特定の関連会社は、その引受会社、顧問その他の地位に基づき、随時、本社債、パークレイズ指数及びこれらを参照するデリバティブ商品に関する情報を保有又は入手することができる。当該関連会社は、当該情報を本社債の投資家に開示する義務を負わず、今後開示する予定もない。

当該活動は、本社債権者の利益が、発行会社、計算代理人又はそれらの子会社若しくは関連会社の利益と相反する可能性があり、当該取引及び活動が本社債の価格に悪影響を及ぼす可能性がある場合に行われることがあり得る。発行会社、計算代理人並びにそれぞれの子会社及び関連会社は、本社債権者（又はその他当事者）に対して、当該利益相反を回避する義務又は責任を一切負わない。

発行会社及びその関連会社は、自己の勘定又は自己の顧客の勘定で取引を行うことができる。当該活動は、本社債の価格に影響を与える場合も与えない場合もあるが、本書を閲覧する者は、複数の立場で活動している者がいる場合には利益相反が発生する可能性があること、及び当該利益相反が本社債の価格に良くも悪くも影響を与える可能性があることに留意するべきである。発行会社が保有するヘッジ・ポジション又はパークレイズ指数ポジションは、発行会社の自己勘定取引ポジションであり、本社債の投資家又はその他の当事者に対する説明責任が課されるものではない。発行会社及びその関連会社は、当該取引に参加する際にはいかなる者の状況も考慮する義務を負わず、また本社債にエクスポージャーのある者にとって有利な方法で行動する義務を負わない。顧客の秘密保持及び自身の事業の管理を理由として、発行会社及びその関連会社は、当該活動又は情報を開示しない。

パークレイズ指数に係る参照指数調整

パークレイズ指数の計算式若しくは計算方法に重大な変更がある場合、後継の指数が決定されることなくパークレイズ指数が恒久的に取り消される場合、又はパークレイズ指数の計算及び公表が行われない場合、計算代理人は、当該日におけるパークレイズ指数の水準を決定することができる。当該決定は、当該日においてスポンサーが公表するパークレイズ指数の水準と異なる場合がある。

当該決定は、満期前の本社債に支払われる償還額、満期償還額又は行使償還額（該当する場合）及び本社債の市場価格又は取引価格（もしあれば）に影響を及ぼす場合がある。

したがって、投資家は、スポンサーが公表するパークレイズ指数の水準が本社債の目的のために使用された場合に受領していた額とは異なる額を受領する可能性がある。投資家は、当該条項が本社債にどのように適用されるかを確かめるために、社債要項及び条件決定補足書を確認するべきである。本社債の条件によっては、満期償還額が当初の投資額を下回り、本社債の保有者は投資の価値の一部又は全額を失う可能性がある。

計算代理人がパークレイズ指数を計算できないと判断した場合であって、該当する場合には、当該調整事由を追加障害事由とみなすことができる。

パークレイズ指数の構成資産に係る参照指数調整

パークレイズ指数の構成資産に係る計算式若しくは計算方法に重大な変更がある場合、後継の構成資産が決定されることなくパークレイズ指数の構成資産が恒久的に取り消される場合、又はパークレイズ指数の構成資産の計算及び公表が行われない場合、計算代理人は、当該日における当該構成資産の水準を決定することができる。

当該決定は、満期前の本社債に支払われる償還額、満期償還額又は行使償還額（該当する場合）及び本社債の市場価格又は取引価格（もしあれば）に影響を及ぼす可能性がある。

したがって、投資家は、スポンサーが公表するパークレイズ指数の水準が本社債の目的のために使用された場合に受領していた額とは異なる額を受領する可能性がある。投資家は、当該条項が本社債にどのように適用されるかを確かめるために、社債要項及び条件決定補足書を確認するべきである。

計算代理人がパークレイズ指数の構成資産の水準を計算できないと判断した場合であって、該当する場合には、当該調整事由を追加障害事由とみなすことができる。

不可抗力事由に関するリスク

パークレイズ指数は、スポンサーの合理的な支配が及ばず、パークレイズ指数及び／又はその構成資産に影響を与える一定の事由又は状況（システム障害、自然災害、人災、天災、武力紛争、テロ行為、暴動、労働争議その他類似の支障状況を含むが、これらに限らない。）にさらされる可能性があることに留意すべきである。不可抗力事由が発生すると、パークレイズ指数に悪影響を及ぼす（さらに、それにより、本社債の価値及びリターンに悪影響を及ぼす）可能性があり、かつ／又は、本社債に関して債務不履行事由が発生し、それが是正されない場合には、当初の投資額を下回る期限前償還額で本社債が償還される可能性がある。したがって、このような事象が発生した場合、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

パークレイズ指数の構成資産としての株式に特に関連するリスク要因

パークレイズ指数の構成資産である株式のパフォーマンスは、財政、政治経済及びその他に関する事象、並びに株式の発行体、収益、市場におけるポジション、リスク状況、株主構成及び配当等の外部要因に左右されるため、予測不可能である。例えば、特定の法域における社会的混乱や、株式の発行体による低調な財務結果の発表により、関連する構成資産である株式の価値が突然下落する場合がある。その結果、パークレイズ指数のパフォーマンスに悪影響が及び、本社債の価格及びリターンに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。その場合、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

パークレイズ指数の基礎となる戦略は、成功しない可能性があること

「アルゴリズム型」のパークレイズ指数は、事前に決定されたルールに基づいて機能する、概念上のルールベースの戦略に従っている。かかるパークレイズ指数について、リターンを向上させ、又は損失を制限するための能動的な運用は行われない。これに対し、「運用型」のパークレイズ指数の場合、構成資産の選定及び組入率の調整を担う第三者であるアロケーション・エージェントが存在する。但し、いずれの種類のパークレイズ指数についても、その基礎となる戦略が成功し、又はパークレイズ指数が他に採用され得る代替戦略のパフォーマンスを上回るとの保証はない。本社債への投資において投資目標が達成されず、又は投資戦略が実現しなかった場合、投資家は重大な損失を被る可能性がある。

パークレイズ指数の成果から様々な費用、手数料又は調整額が控除される場合があること

パークレイズ指数は、費用及び／又は手数料が組み込まれている場合がある。かかる費用及び／若しくは手数料は、全て完全に公式化されており、当行が特定のエクスポージャー、行為又は活動について費用及び／若しくは手数料として、想定上発生するとみなした控除額又は控除率を規定している。費用及び／又は手数料が組み込まれたパークレイズ指数の成果は、かかる費用及び／又は手数料の控除後の、該当投資戦略の成果である。すなわち、組込済費用及び／又は手数料とは、投資家が特定のパークレイズ指数を通して該当投資戦略の成果にアクセスするための費用である。

組込済費用及び／若しくは手数料の控除額又は控除率とは、通常、特定のパークレイズ指数に特有のものである。

特定のパークレイズ指数の成果に対する組込済費用及び／又は手数料の効果は、(i)時間の経過に伴い変化する可能性があり、(ii)重大である可能性がある。

本社債の組込済費用及び／又は手数料の水準、並びに本社債の条件によっては、当該組込済費用及び／又は手数料によって本社債の保有者が本社債から得られるはずのリターンが大幅に減少する場合がある。

また、パークレイズ指数には、調整係数が含まれる場合がある。調整係数とは、スポンサーがパークレイズ指数の水準を調整するための手段である。これは、パークレイズ指数の水準から控除される手数料ではないものの、パークレイズ指数について特定のオプションを安価にするための手法である。調整係数は、パークレイズ指数の成果を減少させ、その結果、本社債の価格及びリターンに悪影響を及ぼす場合がある。本社債の条件によっては、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

最近設定されたパークレイズ指数には過去の運用実績がない可能性があること

パークレイズ指数は最近設定されたものである可能性があり、その予想されるパフォーマンスを評価するための過去の実績がほとんどない又は全くないため、今後どのように変動するかを予測することが困難な場合がある。したがって、パークレイズ指数に関していかなる者が実施したバックテスト又は類似の分析も例示的なものにすぎず、スポンサーがパークレイズ指数の価値を決定する際に使用しない推定又は仮定に基づく可能性がある。パークレイズ指数の過去又はシミュレーションされた過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを示唆するものではない。特に、パークレイズ指数の基礎となる計算方法は、過去の市場データを参照して開発される場合がある。さらに、特定の期間におけるパークレイズ指数の仮定的な過去のパフォーマンス（もしあれば）は、特定の仮定、計算方法、及び／又はデータソースに基づいている可能性があり、そのような期間について別の仮定、計算方法、及び／又はデータソースを使用すると、重大な差異のある仮定的なパフォーマンスとなる可能性がある。パークレイズ指数の水準及び金利の変動は、当該パークレイズ指数の将来の水準及び／又は当該パークレイズ指数に連動する商品のリターンが有利になるかどうかの予測を困難にする。実際の結果が仮説的なパフォーマンスと大幅に異なる場合、本社債への投資により得られると期待されたリターンが得られない可能性がある。さらに、本社債の支払条件によっては、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

パークレイズ指数の規則に関する曖昧性

パークレイズ指数の規則はいずれも包括的であることを意図しているが、曖昧さが生じる場合もある。その場合、スポンサーは、誠実かつ合理的な方法でかかる曖昧さを解決するものとし、必要な場合は、かかる解決を反映させるためにパークレイズ指数の規則に変更を加えるものとする。パークレイズ指数の規則変更は指数調整事由を構成する場合があり、その場合、計算代理人は、本社債について再計算、調整、代替又は期限前償還などの特定の措置を行うことが可能になる。かかる措置はいずれも、本社債に悪影響を及ぼす可能性がある。

パークレイズ指数の構成資産に係る選択及び組入率の割当てに関するリスク

パークレイズ指数の戦略は、パークレイズ指数の望ましいパフォーマンスを生み出すことができるような構成資産の適切なポートフォリオの選択及び構成資産に対する適切な組入率の割当てにより達成される可能性がある。但し、広範な資産及び証券への投資の場合には存在しない、選択的な投資に伴う多くのリスクが存在する。かかるリスクは、例えば、「リスクプレミアム」のある指数構成資産のポートフォリオに連動するパークレイズ指数により示される可能性がある。

- ・ 選択バイアス：パークレイズ指数の「リスクプレミアム」のある指数構成資産は、その投資戦略の明確さ、流動性、及びリスクプレミアムの捕捉における一貫性を理由として選択される可能性がある。但し、こうした構成資産は通常、過去に、シミュレーション期間及び運用開始後の両方において良好なパフォーマンスを示したものである。かかる「リスクプレミアム」のある指数構成資産が将来においても良好なパフォーマンスを示すとの保証はない。
- ・ 相関：ヒストリカル相関見積りは、「リスクプレミアム」のある指数構成資産の選択において、またパークレイズ指数の計算方法に対する情報の提供のために使用される可能性があるが、パークレイズ指数の計算自体に使用されることはない。構成資産が実際にはヒストリカル相関を示さない場合、実際のパークレイズ指数の水準は、推定上の又はシミュレーションされた水準から大幅に乖離する可能性がある。
- ・ 分散：異なるリスクプレミアム間及び異なる資産クラス間における分散効果は、パークレイズ指数のリスク・リターンのプロファイルを改善する上で重要な役割を持つ可能性がある。但し、パークレイズ指数がいつでも十分に分散され、又はかかるリスクをいずれかの程度まで低減若しくは最小化することができるとの保証はない。また、かかる分散効果が将来にわたり持続するとの保証はない。
- ・ 組入率の不均衡：構成資産の組入率は不均等である可能性が高いため、構成資産の価値又はパフォーマンスが、パークレイズ指数全体のパフォーマンスに極めて大きな影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 組入率の上限：構成資産に割り当てられた組入率には、事前に定められた上限が適用される可能性がある。その場合、パークレイズ指数は、事前に定められた上限を超えた構成資産にはエクスポージャーを持たないため、かかる構成資産の価値が下落した場合に損失が軽減される可能性がある一方で、かかる構成資産の価値が上昇した場合の成長可能性が制約される可能性がある。

これらの特徴はいずれも、本社債の価格及びリターンに悪影響を及ぼす場合があり、本社債の条件によっては、本社債の保有者は、投資額の一部又は全額を失う可能性がある。

租税上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「課税上の取扱い、2. 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがあり得る。計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こり得ることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する。

2009年銀行法（その後の改正を含み、以下「銀行法」という。）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（以下「SRR」という。）の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行又はその承継人若しくは後任者及び／又は当行に関する英国ペイルイン権限を行使することができる英国のその他の機関（以下「破綻処理当局」という。）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（本書の日付現在、当行も含まれている。）（それぞれを以下「該当する事業体」という。）に関して、該当する破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ペイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち（a）該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、（b）該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、（c）英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ピークルへの譲渡、（d）ペイルイン・ツール（以下に記載される。）、及び（e）一時的な公有（国有化）により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めを修正する権限（これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。）、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じ得る執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英国の法令を（場合により遡及的効力をもって）適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってペイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国ペイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（銀行法第1部に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。）をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に關して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（ベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

英国の関連法令（1986年英国倒産法を含む。）は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（以下「保証された預金」という。）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英国の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（以下「その他優先預金」という。）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

英国ベイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使され得る。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ベイルイン権限を行使し得る。また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。上記「パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じ得る。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化し得る数多くの要因の影響を受け得るものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに当行の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼし得る。

さらに、EU CRA規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。同様に英国CRA規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の

規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

「ベンチマーク」連動型社債に関するリスク

「ベンチマーク」とみなされる金利又はその他の種類のレート及び指標については、国内外の規制当局によるレビュー及び改革が継続的に行われており、更なる変化が予想されている。これらの改革により、英ポンドロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）、日本円LIBOR及び米ドルLIBORを含む一部のベンチマークの休止が生じており、その他のベンチマークも完全に撤廃される若しくは代表的でないと宣言される可能性がある。これらの改革により、ベンチマークが過去と異なる動きを示す、ベンチマークが完全に撤廃される若しくは代表的でないと宣言される、又は予期できないその他の結果が生じる可能性がある。こうした結果はいずれも、かかるベンチマーク連動型社債に対して、米国における税務上の不利な影響を含む重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

EUベンチマーク規制及び英国ベンチマーク規制は、それぞれEU域内及び英国国内におけるベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの提供及びベンチマークの使用に適用される。これらの規制は、特にその要件を遵守するためにベンチマークの計算方法又はその他の条件が変更された場合には、ベンチマークに連動する又はベンチマークを参照する社債に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、それぞれの場合において、とりわけベンチマークの利率若しくは水準を引き上げる若しくは引き下げる効果を有し、又は公表されたベンチマークの利率若しくは水準のボラティリティに影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、国内外の各改革や、規制当局によるベンチマークに対する監視の全般的な増加は、ベンチマークの管理、ベンチマークの設定への参加、及び規制又は要件の遵守に係る費用及びリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者において引き続き特定のベンチマークを管理する又はこれに貢献する意欲を削ぐ効果を有し、特定のベンチマークに使用されるルール若しくは計算方法の変更を生じさせ、又は特定のベンチマークの廃止若しくは提示利率の入手不能につながる可能性がある。

影響を受けるベンチマークを参照する社債に関して、代替的参照利率の性質及び当該ベンチマークの潜在的な変更又はその他の改革に関する不確実性は、当該社債の有効期間中の当該ベンチマーク利率、並びに当該社債の利益率、価値及び取引市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債の条件に従い、影響を受けるベンチマークを参照する社債に関し、関連するベンチマークが消滅する可能性がある、関連するベンチマークのアドミニストレーターによる承認又は登録を取得できない、ベンチマークの管理方法が変更される、又は後継若しくは代替的ベンチマークを利用可能であるといった特定の状況において、金利条項の調整が行われる場合がある。かかる調整の引き金となる状況は発行者の支配の及ばないものである。また、以後代替的ベンチマークが使用されることにより、本社債の条件の変更（これは広範囲に及ぶ可能性がある。）、及び／又は現在の形態のベンチマークを引き続き利用できたならば当該社債について支払われたであろう利息の額を下回る利払い、若しくは長期的に見てかかる額と関連しない利払いが生じる可能性がある。

本社債の条件に従い、かかる代替的ベンチマークに対しては、ベンチマークの代替により生じる投資家の経済的不利益又は利益（該当するもの）を、その状況において合理的に実行可能な限り軽減又は排除するためのスプレッド調整を適用することができる。但し、かかる調整を社債に適用することにより、その目的が達成されるとは限らない。かかる変更により、社債の実績は、当初のベンチマークが引き続き適用された場合とは異なるもの（これには、支払われる利率の低下が含まれる可能性がある。）となることがある。代替的ベンチマークの特性が、影響を受けるベンチマークのそれと同様であるという保証はなく、代替的ベンチマークが影響を受けるベンチマークと同等の経済的価値をもたらすという保証も、影響を受けたベンチマークを適切に代替するという保証もない。代替的ベンチマークの選択は不確実なものであり、リスクフリーレート（かかるレートの使用に関するリスクについては下記「社債の参照利率となり得るリスクフリーレート（翌日物金利を含む。）に近い金利に関する市場は発展し続けている。」を参照のこと。）に近い金利が使用される可能性や、代替的ベンチマークの利用又は決定が不可能となる可能性がある。

特定の状況においては、特定の利息期間又はリセット期間に係る金利の最終的なフォールバックの結果、直前の利息期間又はリセット期間に係る利率が、場合に応じて使用される場合がある。これは、（i）関連スクリーンページ上で最後に確認された利率若しくは当初利率に基づく変動利付債に対する固定利率の効果的な適用、又は（ii）場合に応じて、直前のリセット期間の利率若しくは当初利率に基づくリセット社債に対する固定利率の効果的な適用につながる可能性がある。さらに、発行者が社債の条件に定められた手順を行うことができないと判断した場合又は当該手順を行うことが（i）シニア債の適格債としての適格性若しくは（ii）Tier2キャピタル・ノートのTier2キャピタルとしての適格性若しくは適格債としての適格性を損なう若しくは特定の状況において損なうことが合理的に予想されると判断した場合、関連するフォールバック条項が、当該時点において意図されたとおりに機能しない可能性がある。こうした結果は、社債の取引市場、社債の流動性並びに／又は社債の価値及び利益率に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債の条件により、発行者、その被指名人又は独立した顧問が場合に応じて裁量権を行使することや、本社債の保有者の同意を得ることなく潜在的に主観的な判断（本社債の条件の変更が必要となり得る事由の発生の有無についての判断を含む。）を行うこと及び／又は本社債の条件の変更を行うことが求められる場合がある。かかる判断又は変更を行う際の発行者、その被指名人又は独立した顧問（該当するもの）の利益は、保有者の利益と相反する可能性がある。

さらに、上記の事項、又は当該参照利率の設定若しくは存在に対するその他の重大な変更は、発行者がベンチマーク連動型社債に基づく自らの義務を果たす能力に影響を及ぼす可能性があり、又は当該社債の市場価値若しくは流動性及び当該社債に基づき支払われるべき金額に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

投資家が該当する社債に関して投資判断を下す際には、これらの事項を考慮すべきである。投資家はまた、EUベンチマーク規制、英国ベンチマーク規制及びベンチマークに関するその他の規制に伴う潜在的なリスク、並びに／又は特定の参照利率の停止若しくは改革の可能性から生じるリスクについて、自らの独立した顧問に相談し、独自に評価を行うべきである。

社債の参照利率となり得るリスクフリーレート（翌日物金利を含む。）に近い金利に関する市場は発展し続けている。

投資家は、債券債、米ドル債、ユーロ債、シンガポールドル債、カナダドル債及び日本円債のそれぞれの資本市場における参照利率としての債券翌日物平均金利（以下「SONIA」という。）、担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）、ユーロ短期金利（以下「€STR」という。）及びシンガポール翌日物金利平均（以下「SORA」という。）、カナダ翌日物金利平均（以下「CORRA」という。）及び無担保コール翌日物金利（以下「TONA」という。）等のリスクフリーレートに近い金利（以下「リスクフリーレート」といいます。）、並びに関連する銀行間取引金利の代替としてのかかるリスクフリーレートの採用に関し、市場が発展し続けていることに注意すべきである。このことは、算出の実体及び、当該レートを参照する債券の発行及び取引のための市場インフラの開発及び採用に関連するだけでなく、これらのレート及び計算方法がどの程度広く採用される可能性があるかにも関連する。

また、市場参加者や関連する作業部会は、特定のリスクフリーレートのタームバージョン（これらの参照利率が翌日物金利であるため、その指定された期間における平均値に関する市場の将来の期待値を測定しようとするもの）やリスクフリーレートの様々な基準を適用することを含め、リスクフリーレートに基づく代替的な参照利率の形成に共に取り組んでいる。市場又はその大部分が、本社債の条件に記載され、本プログラムの下で発行されるリスクフリーレート参照型の社債に関して用いられるリスクフリーレートの適用方法とは大きく異なるリスクフリーレートの適用方法を採用する可能性がある。関連するリスクフリーレートが本社債などの証券に広く使用されるようにならない場合、当該リスクフリーレートに連動する社債の取引価格は、より広く使用されている指標を参照する社債の取引価格を下回る可能性がある。また、発行者は将来、SONIA、SONIA複合指数、SOFR、SOFR複合指数、€STR、SORA、CORRA又はTONAを参照する社債であって、本プログラムの下で過去に発行されたSONIA、SONIA複合指数、SOFR、SOFR複合指数、€STR、SORA、CORRA又はTONAを参照する社債と比べると金利の決定に関して重要な差異のあるものを発行する可能性がある。ユーロ債市場のためのリスクフリーレートの開発は、流動性の低下又はボラティリティの上昇をもたらす可能性や、本プログラムの下で随時発行されるリスクフリーレートを参照する社債の市場価格にその他の影響を及ぼす可能性がある。

また、ユーロ債市場におけるリスクフリーレートの採用又は適用の方法は、デリバティブ市場、ローン市場等の他の市場におけるそれとは大きく異なる可能性がある。投資家は、債券市場、ローン市場及びデリバティブ市場の間におけるかかる参照利率の採用に係る不一致が、リスクフリーレートを参照する社債の取得、保有又は処分に関連して投資家が行うヘッジ又はその他の財務上の取決めにどのような影響を及ぼすかを慎重に検討すべきである。

投資家はとりわけ、現在までに発行された当該リスクフリーレートに連動する社債には複数の異なる計算方法が用いられており、本社債の条件に含まれる複利計算式をはじめとする特定の計算方法が広く市場に受け入れられる保証はないことを認識すべきである。さらに、特定の社債に関する金利の決定に用いる翌日物金利指数を決定するための計算方法は、当該社債の残存期間中に変更される可能性がある。

また、リスクフリーレートを参照する社債は、発行された時点において確立された取引市場が存在しない可能性があり、取引市場が今後確立されない可能性や、確立されたとしても流動性に乏しい可能性もある。リスクフリーレートを参照する債券に係る市場条件（金利条項に反映される指標のスプレッド等）は経時的に変化する可能性があり、その結果、かかる社債の取引価格は、後に発行される指標連動債の取引価格を下回る可能性がある。かかる社債の投資家は、社債を全く売却することができない可能性や、発達した流通市場を有する同様の投資商品と同等の利回りを得られる価格で社債を売却することができない可能性があり、その結果、価格のボラティリティ及び市場リスクの増大による影響を被る可能性がある。

一部のリスクフリーレートのアドミニストレーターは、仮定上及び実際の過去のパフォーマンスデータを公表している。仮定上のデータには、本質的に仮定、見積及び概算が含まれており、実際の過去のパフォーマンスデータは、一部のリスクフリーレートについては限定的なものとなる可能性がある。投資家は、当該リスクフリーレート

の将来のパフォーマンスを示唆するものとして仮定上又は実際の過去のパフォーマンスデータに依拠すべきではない。

投資家がSONIA、SONIA複合指数、SOFR、SOFR複合指数、€STR、SORA、CORRA又はTONAを参照する社債に関して投資判断を下す際には、これらの事項を考慮すべきである。

リスクフリーレートは、銀行間取引金利とは多くの重要な点において異なる。

リスクフリーレートは、銀行間取引金利とは多くの重要な点において異なる可能性がある。例えば、これらの銀行間取引金利が一般的に、将来志向的（forward-looking）なタム物として提示され、無担保であり、銀行間貸付におけるリスク要素を含むものであるのに対し、リスクフリーレートはほとんどの場合、過去志向的（backwards-looking）で、複利又は加重平均ベースで計算されるリスクフリーの翌日物金利であり、かつSOFRの場合には担保付きである点が挙げられる（但し、これに限定されない。）。したがって、投資家は、銀行間取引金利とリスクフリーレートが、社債の参照利率として大きく異なる動きをする可能性があることに注意すべきである。さらに、SOFRは担保付き翌日物調達取引を代表する担保付き利率であり、したがって、無担保利率とは徐々に異なる動きをする。例えば、2018年4月3日にSOFRの公表が開始されて以来、SOFRにおける日々の変動は時折、比較可能なベンチマークやその他の市場金利における日々の変動よりも激しいものとなっている。

また、銀行間取引金利の代替として提供されるリスクフリーレートは、過去の実績が限定的である。そのため、その限られた過去のパフォーマンスに基づいて当該レートの将来のパフォーマンスを予測することが困難な場合がある。本社債の期間中における当該レートの水準は、過去の水準とはほとんど又は全く関連性のないものとなる可能性がある。市場変数の挙動や、市場変数とレートの相関関係等の関連性について過去に観察されたパターンがあるとしても、それらは将来的に変化する可能性がある。投資家は、当該リスクフリーレートの将来のパフォーマンスを示唆するものとして過去のパフォーマンスデータに依拠すべきではなく、また、仮定上のデータに依拠すべきでもない。

さらに、過去志向的なリスクフリーレートを参照する社債の利息は、関連する利払日の直前まで決定することができない。かかるリスクフリーレートを参照する社債の投資家にとって、当該社債について支払われる利息の額を確実に見積もることが困難となる可能性があり、また、一部の投資家は、自身のITシステムを変更しない限り、当該社債を取引することができないか又は取引することを望まない可能性があり、これらはいずれも当該社債の流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、銀行間取引金利連動型の社債とは対照的に、過去志向的なSONIA、SOFR、€STR、SORA、CORRA又はTONAを参照する社債について債務不履行事由の条件に基づき支払期日が到来するか、又はそれ以外の方法により利払日ではない日に期限前償還が行われる場合、当該社債に関して最終的に支払われるべき利息は、社債の支払期日の直前又は償還予定日の直前までの短縮された期間を参照して決定される。

SONIA、SOFR、€STR、SORA、CORRA又はTONAのアドミニストレーターはそれぞれ、SONIA、SOFR、€STR、SORA、CORRA又はTONAの値を変動させる可能性のある変更を行い、又はSONIA、SOFR、€STR、SORA、CORRA若しくはTONAを廃止する可能性がある。

イングランド銀行、ニューヨーク連邦準備銀行、欧州中央銀行、シンガポール金融管理局、カナダ銀行又は日本銀行（又はそれぞれの承継人）はそれぞれ、SONIA（及びSONIA複合指数）、SOFR（及びSOFR複合指数）、€STR、SORA、CORRA又はTONAのアドミニストレーターとして、当該リスクフリーレート及び／又は指数の値を変動させる可能性のある計算方法の変更その他の変更を行う可能性がある。これには、当該レート及び／若しくは指数の計算方法、当該レート及び／若しくは指数を計算するために取引に適用される適格基準、又はSONIA、SONIA複合指数、SOFR、SOFR複合指数、€STR、SORA、CORRA若しくはTONAの公表に係る時期に関する変更が含まれる。また、アドミニストレーターは、SONIA、SONIA複合指数、SOFR、SOFR複合指数、€STR、SORA、CORRA又はTONAの計算又は発信を変更、廃止又は停止する可能性がある。その場合には、本社債の条件に従い、社債の利率を決定するためのフォールバック方式が適用される（「ベンチマーク」連動型社債に関するリスク」を参照のこと。）。アドミニストレーターは、当該リスクフリーレートの計算、調整、転換、変更又は廃止にあたり、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。

第3【その他の記載事項】

発行登録目論見書の表紙には、発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称並びに売出人の一部又は全部の名称を記載する。また、発行登録目論見書の表紙裏に以下の記述を記載する。

「（注）発行会社は、令和7年7月31日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年8月25日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和7年7月31日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年8月28日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和7年7月31日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2032年8月27日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和7年7月31日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年8月29日満期 米国株式指数連動満期時ボナスクーボン条項付 円建て社債（愛称：USスマート・リ

ンク)」の売出しについて、令和7年7月31日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年8月29日満期 米国株式指数連動満期時ボーナスクーポン条項付 円建て社債（愛称：USスマート・リンク）」の売出しについて、令和7年8月14日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年9月10日満期 インド・ルピー建て社債（円貨決済型）」の売出しについて、令和7年8月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年9月29日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和7年8月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年9月27日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、また、令和7年8月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年9月29日満期 米国株式指数連動満期時ボーナスクーポン条項付 円建て社債（愛称：USスマート・リンク）」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録仮目論見書又は発行登録目論見書は、この発行登録目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録目論見書には記載されておりません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.」

[上記の社債以外の社債に関する情報]